

介護支援事業に関する重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援サービスを提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. こうふう苑居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス実施地域

事業所名	こうふう苑居宅介護支援事業所
所在地	三重県伊賀市四十九町1870番地の8
介護保険指定番号	居宅介護支援事業 (伊賀市2471201307号)
通常の事業の実施地域	伊賀市・名張市
* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。 (奈良県山添村・旧月ヶ瀬村・京都府南山城村等・・・)	

(2) 同事業所の職員体制

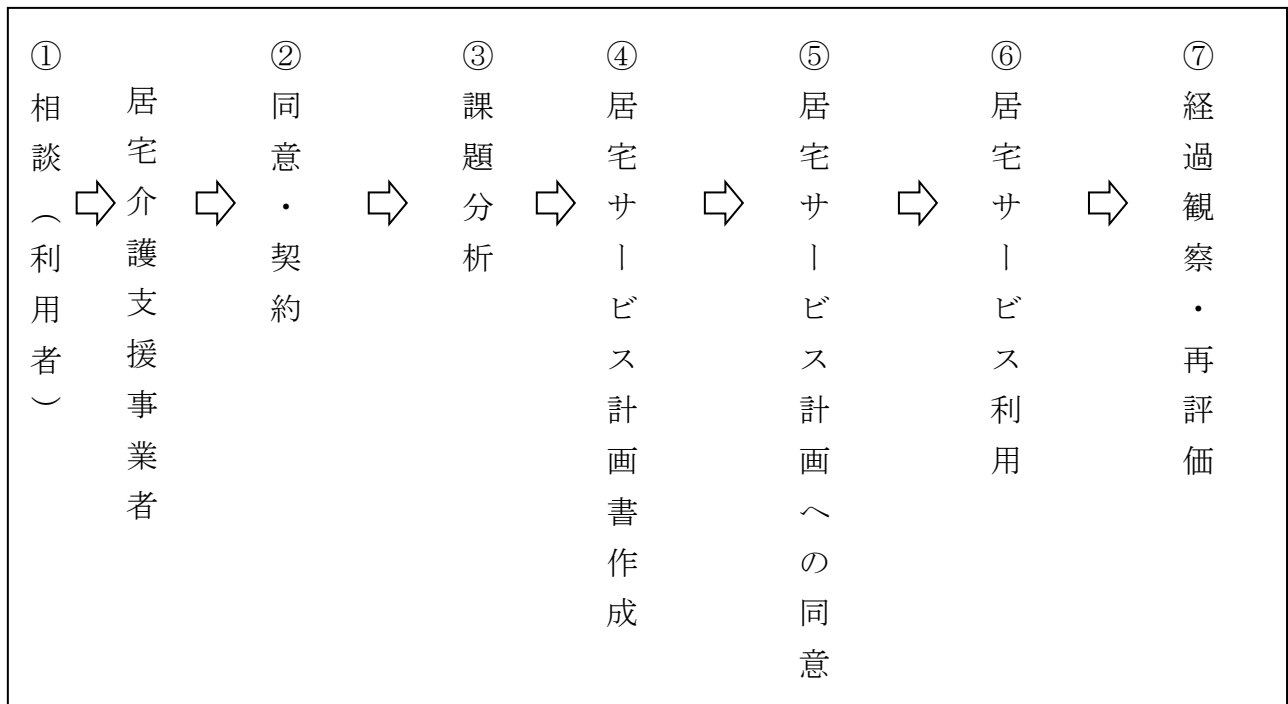
	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		事業所の管理・運営全般	1名
介護支援専門員	5名 (うち1名管理者兼務)		居宅介護支援に関する業務	5名

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日 12/29から1/3を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
緊急連絡先	0595-26-1880 (居宅介護支援事業所) 【24時間体制】 当事業所の介護支援専門員が輪番制で常時連絡がとれる体制をとっています。 0595-26-1900 (養護老人ホームこうふう苑)

3. 居宅介護支援サービスの申し込みからサービス提供の流れと主な内容

(1) サービス提供の流れ



- ① 利用者は希望する居宅介護支援事業者へ相談。
- ② 事業者はサービスに関する重要事項を交付して説明し、同意を得て利用者と契約を結ぶ。
- ③ 居宅サービス計画書の作成に向けて、事業者は利用者の状況を把握しニーズや課題を把握し分析する。
- ④ 利用者の要望に応じ、事業者で居宅サービス計画書の原案を作成。
- ⑤ 作成した計画書を利用者で吟味し、問題なければ同意。
- ⑥ 計画書に応じてサービスを利用。
- ⑦ 事業者で経過観察し計画書に問題がないか等を把握し再評価する。

(2) サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて1ヶ月につき下記の単価をもとに計算した料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、市町村介護保険担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人未満の場合	居宅介護支援費（i） 1076 単位	居宅介護支援費（i） 1398 単位
〃 45人以上60人未満の場合 （45人目から該当）	居宅介護支援費（ii） 522 単位	居宅介護支援費（ii） 677 単位
〃 60人以上の場合 （60人目から該当）	居宅介護支援費（iii） 313 単位	居宅介護支援費（iii） 406 単位

居宅介護支援費加算			
初回加算	300 単位	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
入院時情報連携加算Ⅰ	200 単位	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
入院時情報連携加算Ⅱ	100 単位	通院時情報連携加算	50 単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	特定事業所加算（Ⅰ）	505 単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位	特定事業所加算（Ⅱ）	407 単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	特定事業所加算（Ⅲ）	309 単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位	特定事業所加算（A）	100 単位
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	特定事業所医療介護連携加算	125 単位

(2) 交通費

前記2の（1）の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。その場合、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1kmにつき20円を別途いただきます。

5. 居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立に行います。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保について

- ① 利用者は当事業所に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。
- ② 利用者は当事業所に対して、居宅サービス計画に当該居宅サービス事業所を位置付けた理由を求めることができます。
- ③ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合についての内容説明を行います。

(3) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 居宅介護支援サービスの提供に当たり、利用者及び家族に面接して必要な情報の収集に努めます。その際、在宅生活状況を的確に把握できる課題分析を用います。
- ② 解決すべき課題等を見だし、利用者や家族の希望や留意点等を盛り込んだサービス計画書を作成させていただきます。その後、利用されるサービス提供についての各種情報（利用料等）を提供し、皆様のご希望の事業所を選択していただけるよう配慮いたします。
- ③ 作成した計画書に関し内容等の説明を行い、問題がなければ書面で同意していただきます。
- ④ その後、利用されるサービス提供事業者と連絡調整し、新たな問題が発生していないか経過観察し、契約期間中は見守りを続行し、適宜サービス提供内容等の変更に対応いたします。要介護認定期間中、少なくとも一ヶ月に 1 回自宅を訪問します。
(訪問頻度の回数については、利用者からの依頼や身体・心身状況に応じて居宅を訪問します。)

(4) 居宅介護支援専門員の交代について

① 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

② 事業所からの介護支援専門員の交代

事業所の都合により介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。

(5) 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(6) ハラスメント対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者及びその家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。ハラスメントにより支援の継続が困難であると判断した際には支援を中止します。

6. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する居宅介護支援サービス提供により、事故が発生した際、利用者のご家族等に連絡し、通院援助や市町村等関係機関への連絡その他必要な措置を行います。
損害賠償	利用者に対する居宅介護支援サービス提供により、賠償すべき事故が発生した際、速やかに損害賠償を履行します。

7. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨と、従業者との雇用計画の内としています。

8. サービス内容に関する苦情

① お客様相談・苦情担当

居宅介護支援サービスに関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供されている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情解決責任者	服部 哲也
苦情対応担当者	岡町 しのぶ
苦情受付担当者	角田 八千代

ご連絡先	TEL : (0 5 9 5) 2 6 - 1 8 8 0
	FAX : (0 5 9 5) 2 6 - 1 8 8 1
受付時間	8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 3 0 分 (土日、祝日を除く)

② その他

下記の相談窓口にご相談していただくことも可能です。

* 三重県福祉サービス運営適正化委員会

〒 5 1 4 - 8 5 5 2 三重県津市桜橋 2 丁目 1 3 1

(三重県社会福祉協議会内)

受付時間 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ※ 土日祝は休み

TEL : (0 5 9) 2 2 4 - 8 1 1 1

FAX : (0 5 9) 2 1 3 - 1 2 2 2

* 三重県国保連合会

〒 5 1 4 - 8 5 5 3 三重県津市桜橋 2 丁目 9 6 番地

(三重県自治会館 2 階)

受付時間 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ※ 土日祝は休み

TEL : (0 5 9) 2 2 2 - 4 1 6 5

FAX : (0 5 9) 2 2 8 - 5 3 1 9

* 伊賀市介護高齢福祉課

〒 5 1 8 - 8 5 0 1 三重県伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地

TEL : (0 5 9 5) 2 6 - 3 9 3 9

FAX : (0 5 9 5) 2 6 - 3 9 5 6

受付時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ※ 土日祝は休み

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人福寿会	
代表者役職・氏名	理事長 山下 雅一	
本会所在地・電話番号	三重県伊賀市西山 1 6 5 0 番地	
	TEL : (0 5 9 5) - 2 4 - 3 6 3 6	
営業所数等	介護老人福祉施設	1 か所
	養護老人ホーム	1 か所
	居宅介護支援	2 か所
	短期入所生活介護	2 か所

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し、本書面に基づいて重要な事項を説明し
交付しました。

令和 年 月 日

<事業者>

法人名	社会福祉法人福寿会
代表者名	理事長 山下 雅一 印
事業所名	こうふう苑居宅介護支援事業所
事業所所在地	三重県伊賀市四十九町1870番地の8

説明者名	印
------	---

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その
内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名	印
-----	---

<代理人>

住 所

氏 名	印
続 柄	